

氏 名	樋口 圭彦 ひぐち くにひこ
学 位 の 種 類	博士（学術）
学 位 記 番 号	博甲術第20号
学 位 授 与 の 日 付	平成21年3月31日
学 位 授 与 の 要 件	学位規程第5条
学 位 論 文 の 項 目	日本における貨幣鑄造権の歴史的展開
審 査 委 員	主査 武内 成 副査 松田 和晃 副査 利光美津夫 三

### 学位論文の要旨

日本における貨幣の研究は、まず物としての貨幣を蒐集し、賞玩することから始まった。

特に日本では近世に入ってからこの風が起り、分類整理して研究する者が現われた。

近代に入ると古泉家以外にも、歴史学者、考古学者、経済学者等による研究も進んで多数の業績が残されているが、通史的著書として最初に作られたのが、大蔵省編『大日本貨幣史』で、金銀銭をはじめ、紙幣、貸借などに関する記事を歴代天皇の時代ごとに編年体に収録、考証している。

また、明治29年から刊行された神宮司庁編『古事類苑』泉貨部には、金銀銭三貨の名称、種類、鑄造、法令等の基礎資料が集められている。

個人の研究も盛んになったが、貨幣流通史の分野で初めて大きな業績をあげた著書は、昭和5年刊行の小葉田淳『日本貨幣流通史』であった。中世の貨幣流通を主なテーマとして、叙述は近世初期で終っているが、それまでの貨幣史論者に見られなかった豊富な文書史料を駆使して新見解が盛られている。

戦後になると貨幣および貨幣史の研究は、ますます深められ、多数の著書、論文が発表されたが、主な動向として古代・中世の分野では考古学的手法による発掘銭の調査に、中世の分野では、アジア地域のうちの日本という世界史的視野に立つ研究に特色があるといえよう。

特に日本貨幣経済史の研究は、近世社会への転換やアジアとの交流史の中で多面的かつ詳細に検討が行われるようになった。

しかしながら、日本における貨幣の歴史というものが、主として貨幣の変遷史というものを中心に発展しており、その貨幣を挟んでの政治的かけひきについてはあまり

論じられてこなかったように思われる。

日本における銭貨のはじまりは何かという事や皇朝十二銭のそれぞれの特色を論じることはあっても、銭貨としての皇朝十二銭が何故上からの押しつけで始まったのかとか、その皇朝十二銭が何故いつのまにか消滅してしまったのかという疑問にも答えてこなかった。

時代は下って平氏政権の世に、現実に市場に流通していた宋銭を、時の朝廷が何故かたくなに禁止する必要があったのかという疑問にも答えてこなかった。

これらの問題には実はその時代の要請とその政権を支えた人々の思惑が複雑にからんでいるのであるが、これらのことと少しでも解明すべく本編を執筆しようと思った次第である。

さて、本来貨幣といふものは、商品経済の発達に伴い、物々交換の不便さを解消するために、自然発生的におこるべきものであるが、日本の場合人工的に発生した面が大きい。

すなわち、中国を手本にして国造りに励む時の律令政府は、朝廷による中央集権的全国支配が磐石なものである事を中国に誇示するためにも、貨幣の鋳造権は唯一朝廷にあり、その貨幣を通じて全国支配を完璧なものとしている事を、広く内外に示す必要があった。

こうして皇朝十二銭は発行されたのであるが、未だ商品経済の未発達な日本に於ては、せっかく鋳造された貨幣も流通する事は少なく、実効性は極めて低いものであった。

しかし中国に対して体面を保つという当初の目的は充分に果すことが出来た。

しかも造るそばからの私鋳銭の横行、我国の産銅量の減少など、資金面、技術面から貨幣の鋳造は、次第に時の政府にとって大きな負担となっていました。

ちょうどその頃、遣唐使も廃止となり、もはや中国に対する対面を考える必要のなくなった律令政府は、これ幸とばかり貨幣の鋳造をやめてしまったものと思われる。

こうして村上天皇の天徳2年(958)、乾元大宝が鋳造されて以後、約二世紀近く通貨のいわば空白時代が続いた。

しかし、ちょうどその頃から、日本に商品経済が徐々に発達してきた。

すなわち公有地の莊園化が進み、農業の集約化が図られ、農業生産力が一段とアップした。

一方莊園領主である中央貴族の生活も奢侈化が進み、それに伴って各地に手工業も行われるようになった。

このような情勢から、京畿と地方、また莊園内における市場の発生を通じて地方間の物資の交流が行われるようになり、商品経済の発生と活動は、ようやく活発となってきた。

こうして商品経済が発生し、下からの要望として貨幣の需要が生じてきたが、皇朝

十二銭の鋳造が立ち消えとなっていたため、貨幣が存在しない状態となった。

この空白を埋めるべく、中国から流れ込んできたのが宋銭であった。ちょうど商品経済の発達により貨幣を必要とするようになった時勢に乗って、それはまたたく間に全国に広まった。そして、その利に目をつけて、中国から積極的に宋銭を輸入したのが、平清盛であった。

しかし他方に於て、急激な宋銭の輸入とその流通は、経済界を混乱におとし入れた。

このような事態に対し、九条兼実は、宋銭がいくら流通していても、朝廷が発行したものではないので、私鑄銭と同じであるから、宋銭を用いての売買は停止すべきであるという理屈のもとに、宋銭流通停止論を主張し、宋銭流通容認論を唱える平清盛と激しく対立した。

これは反平氏的色彩の強い兼実が、貨幣の鋳造権は唯一朝廷にある事を盾にとって、平氏政権を牽制しようとしたものであった。

即ち兼実を中心とする守旧派貴族の勢力と清盛に代表される新興貴族勢力の政治闘争が宋銭流通の適否という貨幣政策に名を変えて対立する事となり、貨幣論争が政治論争の代理戦争の形を取るに至った。

この兼実と清盛の論争は、清盛の死によって終り、やがて平氏政権は滅亡して、頼朝政権が成立した。

頼朝政権誕生後も、朝廷側は依然として宋銭流通を停止し続けた。

このように朝廷側が、宋銭流通停止にこだわり続けたのは、貨幣の鋳造権は唯一朝廷側にある事を、広く天下に知らしめたかった事と、頼朝政権に対しても、このことを改めて認識させたかったためと思われる。

即ち擡頭してきた武家政権に対して、何らかの取引材料を残しておきたかったのであろう。

一方頼朝が、それに対して何の反応も示さず、ひたすら無視し続けたのは、貨幣の問題を自分の方から言い出して、朝廷側に少しでも主導権を取られるのを嫌ったためと思われる。

出發して日の浅い頼朝政権としては京都への気兼ねもあり、面と向ってこれを対立することは避けたかった。

特に平氏政権が、宋銭流通容認論を取って結局兼実との政治闘争に敗れたことを目の当たりにしている頼朝としては、貨幣論争に慎重にならざるを得なかった。

兼実の主張する宋銭私鑄銭説が、実情から遊離していくながらも、理屈の上からは反対不可能なため、貨幣論争を持ち出すことで、より大きな政治闘争に敗れる事を避けたかったものと思われる。

その証拠に、承久の乱後、鎌倉幕府の基礎が固まり、幕府体制の絶対的優位が確立され、朝廷側にもはや貨幣の問題を取引材料とする力がなくなった事が確認されると、幕府はあっさりと物品貨幣としての准布の使用を禁じ、銅銭を使用すべき事を認めて

いる。

貨幣の鋳造権は唯一朝廷にあり、これを実行する事が、朝廷の責務である事に気づいていた人物がいた。後醍醐天皇である。

後醍醐天皇の狙いは、旧弊を除去し、民衆に便宜を与えるために、新しい銭貨である乾坤通宝をつくり、さらに内裏造営の資金を得るために、紙幣の発行を計画した。親政を始めた後醍醐天皇の貨幣制度に対する意気込みが感じられる。

こうして後醍醐天皇は、貨幣の鋳造権は朝廷にある事を、自ら実証することによって新政権の証しとしようとしたが、建武政権の寿命が短く、これらの計画は全て実行されないまま終ってしまった。

まぼろしの通貨と呼ばれるゆえんである。

徳川政権は、朝廷が独自の権力を持たないようにすることと、他の大名が直接朝廷と結びつかないように、幕府が朝廷との関係を独占出来るように気を配った。

このため、元和元年（1615）の大坂の陣後、「禁中並公家諸法度」を発布し、天皇始め公家の生活を規制した。

更に幕府により朝廷は二重に規制されていた。一つは摂家（関白や三大臣）と武家伝奏を通じて朝廷内統制を行なうという、公家たちによって公家たちを統制するという方法。

もう一つは、京都に派遣された武士が直接監視する方法である。京都所司代や禁裏付の武家によって朝廷は統制され、公家たちの行動も監視されていた。

このように、徳川政権は、朝廷への締め付けは厳しかったが、貨幣の鋳造権は本来朝廷側にある事は意識していた。

このため幕府の鋳造した慶長小判や大判には、幕府の紋である三葉葵ではなく、朝廷の紋である桐を使い、また文久3年（1863）になって朝幕の力関係が逆転すると、文久永宝の鋳造に関し勅許を得る等の配慮をしている。

こうして日本における本来の意味での国産貨幣は、明治4年の新貨条例を待たねばならなかつたのである。

## 審査結果の要旨

本論考の目的とするところは、本邦貨幣の変遷をあとづけ、各時代の貨幣の背景に、露わにまたは密かに存在した鋳造者の意図と、その流通を支えた政治勢力の興亡を解明することにある。

日本における貨幣研究は、中国の古錢学の影響下に江戸期に始まり、貨幣の錢文などによる分類整理を中心として発達してきた。そして明治以降には、考古学、経済学の立場からの研究が開始され、遺物としての分類とその流通範囲の広さの測定などが

究められてきた。しかし、貨幣史を政治史の一部門として取り扱う研究は極めて少数であり、この立場を一貫して貫こうとする本論文は、まことに野心的なものと言わざるをえない。

そもそも貨幣の発達は、自然的なものであって、市場経済の発展にともない、まず布・米などの物品貨幣が現れ、ついで、より便宜な金属貨幣が姿をみせ、さらに、その信用を維持するために、国家による鑄造権が確定する、ということになる。

ところが日本においては、その始まりはまことに特殊であって、いまだ市場経済が未発達であった奈良時代に中国の制度が輸入され、文化継承の一つとして、官鑄の貨幣が鋳造されることとなった。それは文字通り、中国に倣えという政治的必要により生じたのである。したがって、貨幣の鋳造・流通を政治史の一端として捉えることは、少なくとも日本貨幣史にとっては、必要欠くべからざるものと言える。

本論文の第一編は、いわゆる皇朝十二銭を対象とする研究である。近時の発掘調査の成果は、和銅初年に鋳造された「和同開珎」以前に、すでに銭貨が存在していたことを明らかにしているが、本稿筆者は、この和同銭以前の貨幣について、近年飛鳥池遺跡その他より発掘された富本銭（富本錢）をもって、それに充てている。そして、同貨幣鋳造の理由を次の二つとしている。その一は、公貨の存在を示すことにより、日本の文化水準の高さを中国に示すことであり、その二は、銅銭をもって、それ以前に流通していた銀地金を回収し、律令政権の財源を豊かにすることである。いずれも政治色豊かな方策であり、市場発展に対応してなされる公貨の発行と、目的を異にするものと言えよう。

皇朝銭は、平安中期に至るまで、天皇即位または新政策の実施ごとに、記念として改鑄された。そして改鑄のたびに、新貨一に対して旧貨十という位づけが法定されている。同質同量の貨幣を十倍の価格で発行することは、まことに無謀に思えるが、かかることが罷り通った理由は、市場における貨幣の使用が極端に小範囲であったからであろう。改鑄の理由を、経済的必要よりも政治的必要に求めることは正鵠を得ていると思われる。

皇朝銭は、産銅の不足、技術の拙劣、私鑄銭の横行などに悩まされ続けながら、ともかく村上天皇の天徳2年の「乾元大宝」鋳造まで続けられた。しかし同貨は、日ならずして「原直」、すなわち地金と同じとなり、市場より姿を消した。かかる皇朝銭廃絶の理由については諸説あるが、著者は、これを遣唐使の停止による唐との外交中止に求め、律令政府はもはや先進国に対して自国の文化を誇る必要がなくなり、貨幣鋳造に興味を失ったのではないかと考えている。丁度この頃、律令政権は、令外官を大量に設置し官僚制度の空洞化を進めている。貨幣の廃止をその一端と考える同氏の見解は、注目に値する。

本論文の第二編は、渡来銭に対する朝廷の対応を研究対象としている。皇朝銭廃絶後百数十年をへて、日本においても漸く市場経済が畿内を中心として発達し、銭貨の

必要性が生じた。この機を捉えたのが、西国豪族たちであり、これを統合した平氏政権であった。当該政権は、対宋貿易に力を致し、これによって得た中国の銅錢を日本の市場に投入して、莫大な利益を獲得した。

しかし、この渡来錢の使用には、高い障壁が存在していた。著者はこれを、右大臣九条兼実によって代表される朝廷守旧派であるとしている。その論理は、貨幣鑄造権はあくまでも朝廷に属しているので、それ以外の貨幣は私鑄錢すなわち偽金であるから、その通用は律によって禁ぜられるべきである、というものである。法律論としては、一応妥当していると言って良いが、兼実の真意としては、朝廷の貨幣鑄造権を主張することにより、その権威を強めるところにあったと言えよう。

宋錢の禁止は、平氏政権が没落し、兼実が閑白に就任した建久2年に更に進められ、建久4年に法定化された。この法は、意外にも兼実の失脚後も長期にわたって効力を保ち続けたごとくで、著者はその一証として、正応年間に市で起こった檢非違使下部対日吉神人の争いにふれている。

それならば、源平合戦によって勝利をおさめた関東政権を創立した関東將軍の態度はどのようなものであったか。著者は、これを中立傍観と考えている。建久初年における源頼朝と兼実との密着度よりして、これには多少の疑問が残るが、莊園経営の下に、貨幣をさほど必要としない鎌倉幕府としては、貨幣鑄造権などは大して重要な事項でなかったと考えれば、一応の納得が得られよう。関東政権は、承久の乱後、公定物価表を布を以て定めることを止め、銭貨を用いることとしているが、このことは、兼実の政策に關東政権が完全には同調していなかったことを示すものと見ることは可能である。

中世渡来錢の項目の最後に、建武政権による硬貨ならびに紙幣の発行計画についての著者の見解が示されている。この計画は、建武政権そのものが短命であったため、実現されなかつたが、貨幣鑄造権はあくまで朝廷にありとする議論が、現実と乖離しつつも、曲がりなりに存続していたことを示していると言えよう。

本論文の第三編は、江戸期における貨幣鑄造権の問題解明である。

関ヶ原の合戦に勝利を収めて以降、徳川氏は、それまでの江戸を中心とする領国貨幣の鑄造を拡大し、全国通用の金銀貨幣を金座・銀座において鑄造し、ついで渡来錢を整理して「寛永通宝」銭を発行した。しかし、かかる現実にもかかわらず、著者は、徳川政権が貨幣鑄造権を完全に把握したと認識していたか否か疑問であるとしている。

その証の一は、この時代の金貨には、小判その他全て「三葉葵」紋を打刻したものではなく、朝廷の表紋たる「桐」紋が使用されていることである。なお、古錢市場にはしばしば「三葉葵」紋を打刻した金判・銀判が出現するが、これらは全て後世の仮作品である。その二は、幕府は文久3年に「文久永宝」四文銭を、金座・銀座をして造せしめているが、その際、わざわざ朝廷に請願して勅許を得ている点である。

江戸幕府は、元来武力によって全国統一をなしたにもかかわらず、支配の正当性を主唱するために、朝廷からの委任を受けて全国政治を代行するものである、という名分論を主張していた。貨幣鑄造もまた、大政委任により代行しているという思考方式が続けられていたと考えられる。そして、明治維新に際し、かかる名分論はにわかに現実化し、大政奉還の結果、貨幣鑄造権もまた朝廷に帰属することとなって、近代的貨幣制度をめざす新貨幣条例の成立へと向かう訳である。

以上を総合して、日本貨幣史を一貫して政治史的視覚より捉えようとする著者の構想は、ここに一定の成果をあげていると考えられる。もちろん、日本貨幣史の対象は極めて多岐であって、室町期の鏃銭の問題、戦国時代の領国金銀など、論すべきことが少なくない。著者が、かかる分野にまで研究の手をさしのべることを、いささか望蜀の観はあるが、期待しておきたい。

かく言うものの、著者が本論考において先駆的・基礎的成果をあげたことは、何人も認めるところであろう。したがって、審査委員一同は、一致して樋口圀彦氏に博士（学術）の学位を授与することに賛同するものである。